

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年10月17日(月)		
開催時間	午後2時30分～午後4時49分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	いいくら昭二 委員
	石毛かずあき 委員	にたない和 委員	安江 文博 委員
	宮崎 十三 委員	野辺 陽子 委員	那須 康一 委員
	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員	
欠席者	ぬかが和子 委員	上 茂之 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○諮問事項</p> <p>1 [諮問第470号] 特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について</p> <p>2 [諮問第471号] 認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託</p> <p>3 [諮問第472号] LGWAN-ASPサービス提供委託(財産調査中間処理ユニットPIMS)(預貯金等の照会業務の電子化p i p i t L I N Q)</p> <p>4 [諮問第473号] 区民交通傷害保険のWEB申込みについて</p> <p>5 [諮問第474号] 「成長の記録」作成業務委託</p> <p>6 [諮問第475号] 校務支援システムのリモートワーク対応について</p>		

	<p>7 〔諮問第476号〕「第2回[㊟]レシート de 90周年事業」運營業務委託</p> <p>8 〔諮問第477号〕東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託</p> <p>9 〔諮問第478号〕SDGs普及啓発特設サイトの運営委託</p> <p>○報告事項</p> <p>1 改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について</p>
<p>そ の 他</p>	

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆様、本日は公私ともに忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

最初に、前回、審議会に出席を賜れなかった委員の皆様をご紹介させていただきます。ご都合でご出席できなかった委員の方がいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいいたします。

区議会選任の石毛委員でございます。

○石毛委員 石毛でございます。前は濃厚接触者となってしまいまして不参加となりましたが、今回から新しく参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○山根区政情報課長 よろしくお願いいいたします。

続きまして、一般社団法人西新井法人会の会長でございます安江委員でございます。

○安江委員 西新井法人会会長の安江と申します。よろしくお願いいいたします。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

本日につきましては、また後ほど、ご欠席の委員の方もいらっしゃると思いますので、ご紹介させていただきます。

(2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 先に会議の資料をご確認させていただきます。本日資料ですけれども、8点ございます。審議会の議事次第、区長からの諮問文、事前に郵送させていただ

きました第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料、4番目が、席上配付させていただきました審議会差し替えの資料でございます。5番目が、席上配付させていただきました審議会資料の追加分になります。リモートで参加されている方にはメールでお送りしているところでございますが、ご了承ください。6番目が、委員からのご質問に対するご回答ということで1枚つけさせていただきます。それから、席次と、あわせて次回以降の審議会開催のご案内という形になります。

資料について以上の8点ということですが、不足の部分がありましたらこちらが対応しますので、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、審議会に先立ちまして、前回審議会において委員の方々から、情報システム委員会とはどんな会議体なのかということについてご質問いただきましたので、情報システム課長からご回答させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○鈴木情報システム課長 情報システム課長、鈴木です。よろしくお願いいいたします。私のほうから情報システム委員会について簡単に説明させていただきます。

まず、情報システム委員会なのですが、こちらは情報システムの適正かつ効率的な運営を促進するために設置した委員会でございます。システム利用に際して、事務の効率化、経費の節減、安全対策などの観点から審査を行いまして、利用の可否を決定する内部組織でございます。

実施時期につきましては、まず定例で年2回ございます。これは翌年の予算措置を行うため、7月と9月にシステム開発の大きなものから経常的経費に係るものまで審査を行っております。また、随時としまして、上

記2回以外ではシステム利用の審査は行わないのですが、法改正とか制度改正、特に今回、コロナの関係とかで緊急対策をしなければならぬ場合、情報システム委員会を臨時的に開催し、審査を実施しております。

3番のところに審査手順について簡単に記載してございます。

審査手順は3段階ありまして、まずPMO (Project Management Office) ということで、専門家や担当者が集まって実際にシステムの導入審査を行っていきます。こちらについては、情報システム課長及び担当者のほか、財政課担当係長、それからCDO補佐がチーフ・デジタル・オフィサーの役割を果たしております。CDO補佐は民間から雇用した職員になります。それから、委託のコンサルタントの助言も受けながら一次審査を行っております。システムの導入内容についてヒアリングを実施して、経費やシステム上の課題の明確化あるいは必要な対策について助言を行っております。

次に調査部会でございます。情報システム委員会にかけの前にはシステムの審査内容についてあらかじめ整理するというところで、区としてこの事業を実施すべきか否かの視点で内容を確認しております。ICT戦略推進担当課長のほか、財政課長、区政情報課長、総務課長、政策経営課係長で構成しまして実質的な導入審査を行っております。

最後に情報システム委員会になります。上記のメンバーに加えまして、政策経営部長、総務部長、報道広報課長、人事課長、各部の庶務担当課長で構成されておまして、システム利用について、最終的な利用の可否ということで、全庁的な合意に基づいて審査・決定する機関でございます。

また、個人情報保護審議会の資料の中で「適用申請」という言葉も出てきますけれど

も、こちらはシステムの導入申請を出された時期を記載する場所になっていまして、システム委員会が例えば審査中であるとか、審査がまだ終わっていない場合には、適用申請の欄に時期が書いてありますので、実際に区のほうでも内容は確認しながら進めているということでございます。

説明は以上になります。

○山根区政情報課長 説明は以上でございますが、ご質問等は大丈夫でしょうか。——ありがとうございます。

ご質問ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせいたします。本日は委員16名のうち14名のご出席を頂いております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることをお伝え申し上げます。

それでは、第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が1件となっております。なお、確認事項の内容は、前回分の審議会要録でございます。

再度のご案内で恐縮でございますが、ご発言される場合には、お手元でございますマイクのスイッチを入れてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。発言が終わりましたらマイクのスイッチをお切りいただければと存じます。

以降の議事進行については川合会長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が1件となっております。皆様ご多忙ですので、16時半に閉会という予定で進めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 確認事項

第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 初めに、第十三期・第1回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思っております。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただいております資料のうち1ページ~46ページにつづってございます。この点について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第1回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定させていただきます。

(4) 審議事項

〔諮問第470号〕特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、諮問事項に移っていききたいと思います。

まず、諮問1点目でございます。資料の47ページ、諮問第470号「特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○山崎人事課長 人事課長の山崎と立石福利係長です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、47ページをご覧ください。「特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について」でございます。

事業の概要でございます。特別区職員互助組合は東京23区職員の福利厚生事業を行っております。このたび、組合員管理システムの運用事業者の事業終了に伴いまして、新しいシステムが構築されることとなりました。これに伴いまして、CDでのデータ授受からL GWANを経由して総合管理システムへ接続し、システム内でのデータの送受信並びに情報登録等を行うこととなりました。今回、このデータの授受等が外部結合に該当するため、審議会に諮問することとなりました。

総合管理システムにつきましては、稼働時期、令和4年11月1日を予定しております。

総合管理システムの全体イメージは、49ページ、別紙1をご覧ください。今回の区と特別区職員互助組合との外部結合の部分は、黒色太線枠内となります。全体イメージ図では、保険会社、委託事業者、ほかの区とかの記載がございますけれども、総合管理システムで直接結合されるのは、足立区と特別区職員互助組合の間となります。

50ページ、別紙2をご覧ください。総合管理システムでやり取りされる個人情報項目につきましては記載のとおりでございます。10月7日の説明会でセミナー申込情報と登録情報の追加項目がございましたので、資料

の差し替えをお願いいたしました。これらの個人情報項目の全ては、特別区職員互助組合が実施する事業、特に団体契約保険の保険料の給与控除や保険金の請求について必要となります。

48 ページに戻りまして、右側中段の「処理の概要・効果」でございます。CDに書き込む作業がなくなりますので事務の効率化が図れること、また、紙媒体の誤送信などによる情報漏えい等のミス防止が図れるということでございます。

下段の「セキュリティ・保護対策」でございます。システムの結合はLGWAN経由で行います。システムへのログインパスワードは1年に1回以上変更し、所属長より許可を得た職員以外はアクセスできないようにいたします。特別区職員互助組合が実施する総合管理システムのセキュリティ対策につきましては、51 ページ、別紙3をご覧ください。こちらは総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の最新版である令和4年3月版についても準拠している旨、確認済みでございます。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○堀委員 資料の記載、情報が合っているかの確認なのですが、48 ページの、LGWANのシステムに入る人のIDとパスワード管理は、所属長の許可を得た職員以外はできないということは理解して、51 ページの6番の「認証ログの取得」で、誰がいつどのような操作を行ったのかが分かるということは、ログ管理は個人単位でやるのか、みんなで共通してIDやパスワードを共有し、それをやっていい人は所属長が認めるという範囲ですか。

○立石福利係長 特別区職員互助組合からIDとパスワードが、それぞれ利用されるものに対して付与されると聞いておりますので、他の方全員が使えるというものではありませんので、ログではもちろん、職員が使ったまでは確認が取れるかと思っております。

○堀委員 操作した人が個人でログが分かるということですか。

○立石福利係長 はい、特定できる場所です。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——特にございませんでしょかね。

では、その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第471号】認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

本件で業務委託する個人情報は非常に機微な内容であるため、受託事業者に対する監督及び立ち入り検査について、厳格に運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の52ページになります。諮問第471号「認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 地域包括ケ

ア推進課長の柳瀬でございます。どうぞよろしくお願いたします。

同席させていただきますのは、事業調整係長の佐藤でございます。

こちらは認知症施策推進担当係長の岡崎でございます。

よろしくお願いたします。

では、座らせていただいております。ご説明に入らせていただきます。よろしくお願いたします。

52 ページをお開きいただければと存じます。件名でございますが、「認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託」でございます。

事業の概要でございますが、認知症検診を今年度、令和4年度から実施させていただきたいと考えてございます。こちらの認知症検診でございますが、認知症の普及啓発、早期発見・早期支援の強化を図ることを目的として実施したいと考えているものでございます。

認知症検診の実施に当たりましては、まず検診のご案内を対象の区民の方に送らせていただき、検診のご案内と一緒に、認知症の危険度を確認できるチェックリストを送らせていただきます。そのチェックリストで自己チェックをしていただき、その点数によって、物忘れ、心配な方等も含めてこの検診を受けていただきたいと思いますと考えているものでございます。

恐れ入りますが、全体のスキームにつきましては57 ページをお開きいただければと存じます。別紙1になります。こちらは左側から、まず想定してございますのが、来年1月の検診案内の送付、それから右のほうに移りまして、3月以降の検診、それから右の破線より右のところは検診後の支援の部分になります。

順を追ってご説明させていただきますと、

まず一番左の検診案内の送付に関しましては、足立区では70歳の区民の方をこの検診の対象として考えてございます。およそ7,400～7,500人ほどいらっしゃるところでございますけれども、こちらの区民の方へ「認知症気づきのチェックリスト」という自己チェックができるリストを送らせていただきます。こちらで自己チェックをしていただき、20点以上の方、もしくは20点に満たない方でも物忘れが気になる方等に受診をしていただきたいと思いますと考えてございます。

足立区におきましては、真ん中より少し左の上ですが、個別検診というものと集団検診というものの2つを用意してございます。こちらは希望制で、いずれかを選んでいただいて受けていただくようなものと考えてございます。こちらの検診に関しましては、医師会への委託を予定してございますので、こちらについては既に以前に一括承認により個人情報保護審議会のほうでご承認いただいている内容になります。

また、右の部分の検診後の支援、別紙1の少し下辺りでございますけれども、検診後の支援にも区としては力を入れていきたいと考えてございまして、こちらについては認知症疾患医療センターもしくは訪問看護ステーションによる支援というものを予定してございます。こちらにつきましても一括承認済み及び個々の諮問で承認を既に頂いている内容となっております。

本日ご審議いただきたいのは、認知症検診を実施するにあたりまして、ご案内の送付、様々な希望者からの申込みを受けるコールセンター、それから受診者の検診結果のデータ作成を委託したいと考えているものでございます。

恐れ入りますが、52ページにお戻りいただければと存じます。事業の概要につきまし

ては、今ご説明したとおり、これまでに承諾済み以外の部分、新たな部分、委託する部分をご承諾いただきたいというものでございます。

諮問事項が 52 ページの右側、項目が 3 つございます。「業務の委託」、「電子計算組織への記録」、「区の機関以外のものとの外部結合」でございます。

恐れ入りますが、53 ページをお開きください。

まず、1 点目の項目の「業務の委託」でございます。委託の内容につきましては、(1) の「印刷物作成・封入封緘業務」、こちらは、先ほどの検診案内をお送りするための業務、それから、集団検診にお申し込みいただいた方に、いつ受診してくださいというような決定通知の封入封緘の業務でございます。

委託業務の 2 点目、1 の (2) でございますが、「コールセンター管理運営業務」でございます。こちらにつきましては、集団検診の申込受付や申込受付期間終了後の個別検診のご案内の業務を想定しているところでございます。

委託業務の 3 つ目が「検診結果データ作成業務」でございます。こちらは検診受診者のデータ入力や作成を行っていただくものでございます。

この委託に当たりましては、プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けていることを要件とさせていただき、従事者に対するセキュリティ対策もしっかり講じていただくということを前提として考えてございます。

右に移りまして、委託の開始時期は令和 4 年 11 月を予定しているところでございます。

委託により取り扱う個人情報の項目は、1 の郵便番号から 11 の総合判定結果まで記載の 11 項目でございます。

続きまして、個人情報の保護措置等でございますが、53 ページから 54 ページにわたります。1～9 と 9 項目記載がございます。先ほどのプライバシーマーク等であったり、また、作業場所につきまして抜き打ちで作業場所の確認をさせていただき、また、54 ページに入らせていただきますが、個人情報に関する規定をしっかりと守っていただくことや業務スペースに貴重品以外の私物持込みは禁止するなど、こちらに記載の項目をしっかりと遵守できる事業者に委託してまいりたいと考えてございます。また、コールセンターへの入退室は、ID カード等を使って厳格に実施することやパソコンのユーザー ID、パスワードの管理も厳格にまいります。この委託業務終了後は、データを破棄し、個人情報削除証明書というものの提出を求めたいと考えてございます。

続きまして、諮問項目の 2 つ目でございます。55 ページをお開きください。「電子計算組織に記録すること及びその記録項目」でございます。

項目は、1～11 に記載してございます個人情報でございます。こちらについては、今回、7,500 人の対象者の方がいらっしゃいますので、そのデータの管理を円滑に進めるために実施してまいります。

セキュリティ・保護対策につきましては、55 ページの一番右下のところ、1～4 に記載のとおり、共有フォルダーについての取扱い、データのパスワードの取扱い等、このように実施してまいりたいと考えているものでございます。

続きまして、56 ページをお開きください。諮問項目の 3 点目でございます。「区の機関以外のものとの外部結合」についてでございます。

個人情報の項目に関しましては、1～11 に

記載のとおり、先ほどのものと同様でございます。こちらですが、区の文書パソコンとの結合方法は、Biz ストレージファイルシェアを使いまして接続するものでございます。

この外部結合を実施することにより、右側でございますけれども、データ受渡しの情報保持安全性の確保、データ受渡しの処理時間の短縮を目指してまいります。

セキュリティ・保護対策につきましては、56 ページの右の下段にございます1～7に記載のとおり、データの管理サーバーの設置場所は国内であり、データセンター専用の建物を用意していただくであったり、先ほどから申し上げているとおり、プライバシーマークを取得しているデータ通信手段を用いるということであったり、また、暗号化やID・パスワードの管理を厳格に実施してまいることをお願いしていきたいと考えております。

私からの概要説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いたします。

○いいくら委員 よろしくお願いたします。足立区がこういうことを取り組むということはすばらしいことですし、ぜひとも高齢化社会という部分においてしっかり進めて、いいものにしていただきたいと思います。

初めが肝心だと思います。先ほどご説明がありましたように、検診の案内が7,418名ということで、70歳ということで、ご本人は認知という認識はないかもわからないのですけれども、この判定の結果、要チェックしてくださいという方も出てくるかもわからないと思うし、それは今回の審議の内容ではないのですけれども、やはり大切なことは、セキュリティ対策ということで、今回は外部委

託を想定しているのですけれども、これは本当に機微に関わることなので、そして大切な情報の形になるのですけれども、セキュリティ・保護対策ということで、最初のところで研修をしっかりとやっていくという話が出たのですが、どういう研修をやって、過去に、例えばプライバシーマークとかの対応となっているのですけれども、そういうことがある企業でもいろいろ新聞紙上等において、マスコミ報道においてもいろいろ出ているのですけれども、その点に関して、区はどのような形で、そういうことは絶対にあってはならないということを考えて進めていこうとしているのですか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。今の、プライバシーマークがあっても様々な危険性等もあるのではないかとということで、研修をどのように確認としていくのかというようなご質問だったかと思っております。

事業者が決まり次第、まず厳格に守っていただく個人情報ということで、研修等を求め、また、研修の内容等のご報告もしっかり頂き、区としても確認してまいりたいと考えてございます。

また、様々な事例、今、委員がおっしゃられたところもございまして、その辺りも、過去の事例等も含めてしっかり私どものほうから、責任者を含め、携わるお一人お一人の方にしっかり伝えていただくようにしっかり区としても求めてまいりたいと考えているところでございます。

○いいくら委員 今、抽象的な答弁。スタートするにあたって、具体的に詰めていただかない。やります、やりますって、何をやるのかなという。今この審議会の中においてもちょっとふわっとした形で、本当に大丈夫なのかなど。

あと、先ほど、情報を破棄するというところで、これも本当に破棄したのか、区がどのような形で立会いをするのか。これは本当に大切な、機微に関わることで、これがどこかに漏れたなんていう形になった場合においては、当然これは犯罪の形になるのですが、漏れた情報の対象の方にとっては本当にかわいそうな話になるわけですから、一人たりともそういうことはあってはならないということで、区がどのようにしっかり管理していくかということを具体的な形で、頑張りませうじゃなくて、その辺のところを、今後11月以降ということになるのですけれども、今のところはまだふわっとした形になると思うのですけれども、今後こういうことをやりたいとか、例えば他区の状況とか、他市、他県の状況とか、そこら辺モデル的になるようなことは何かありますか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 特に個人情報の削除のところ非常に重要かということでご指摘があったかと思えます。この中で、先ほどご説明した削除証明書を求めていくことはもとより、実際の作業中及び作業前の場所についても区の職員がしっかり確認してまいりたいと考えてございます。その中で、本当に危険性がないのかどうかというのは私の目でしっかり確認してまいりたいと考えてございます。削除した証明書だけではなく、やり方によっては別の証明なり何なりを出せるケースが恐らくあるのではないかと考えています。そういうものがまずあるのかどうか、削除の方法等も含めてしっかり確認した上で進めてまいりたいと考えておりますのと、先ほど他自治体の状況というご指摘もございましたので、他の自治体でどのようなことを効率的にできているか、有効性を持ってできているかというところもこのたび改めて確認させていただき、取り入れられ

るものはぜひ取り入れるように努めてまいりたいと考えているものでございます。

○いいくら委員 要望ですけれども、この情報に関しては、やはり効率とかそういうことじゃなくて、安全・安心、それを第一義的にお願いしたいと思っているので、要望しておきます。

○石毛委員 石毛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、まず、52ページに記載があります、左側、「介護保険システムから抽出した対象者データ」とありますけれども、まずこの抽出作業はどこが行うのか、お伺いさせていただきます。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 データの抽出作業でございますが、介護保険システムの介護保険課で実施していきたいと考えているものでございます。

○石毛委員 正確性とか正当性とか、情報漏えいの危険性についてお話をしたいのですけれども、当然区はこれまでも様々な個人情報を取り扱っているプロですから。それでも、やはり先ほども委員からありましたけれども、全国的にも様々な報道がなされていて、気をつけようと思ってもなかなか、ヒューマンエラーもありますし、難しいところがある。足立区も当然、誤操作、誤送付、誤送信等々ありますから、ダブルチェック、トリプルチェックを行っているということを前提にお伺いするのですけれども、管理ミス、誤操作、紛失とか、そういう情報漏えいのインシデントのことについてはどのように区は取り組もうとしているのか、具体的にお答えできるのだったらお願いしたいのですが。方向性でも結構です。教えてください。

○佐藤事業調整係長 地域包括ケア推進課です。事業者のほうに全て通し番号の管理をしていただきますので、発送して戻ってきた

もの、もしくは封入封緘するときも5点あります。全ての番号が同じものを封緘しますということを二重、三重で確認していただいて、そのデータに基づいて発送する。戻ってきたときも、その番号と突合して確認するというので、全て管理は通し番号ですることになります。

○石毛委員 しっかりとダブルチェック、トリプルチェックを行っていただいて、お願いいたしますね。

また、区の抽出した個人情報を、今度、業務委託する側にはどのような形で情報のやり取りは行うのですか。先ほどもおっしゃっていたとは思いますが、確認で。

○佐藤事業調整係長 NTTコミュニケーションズの Biz ストレージファイルシェアというものがございます。それを活用して送るという形になりまして、これはクラウド型のストレージになりますので。

○石毛委員 クラウド型ですね。

○佐藤事業調整係長 はい。

○石毛委員 CD-ROMとかじゃないですよ。

○佐藤事業調整係長 ないです。

○石毛委員 分かりました。

その後なのですけれども、事業者を決定する最低限度の規定として、プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けていることが契約の要件としているのですけれども、先ほどもありました。こういった要件を担っている会社がやるのでしょうかけれども、大事なことは、皆様もご記憶に新しいと思いますけれども、2017 年で東京都の税のクレジットカードのサイトから個人情報が約 60 何万件か流出した事件がありましたね。あのときも当然認証を受けている事業者がやっている話であって、ですから、ヒューマンエラーというのはどこでどう起こるか分かりません

から。ですから、ここでお願いしたいのは、契約してから皆さん方が一生懸命監査しながら見るのではなくて、その手前で、委託業者を決める前に、認証を受けているのは当然のこととして、そこの会社の実績だったり、また社風だったり、チームワークだったり、そういったことも総合的に判断した上で決めていただきたいなというふうに思います。これは希望ですけれどもね。

なぜかという、これはちょっと別次元の話をしてすけれども、この間、観光バスの事故がありましたでしょう。女性の方がお亡くなりになって、20 何名が重軽傷を負って。あそこの観光バスというのは、当然、今ニュースでもやっていたけれども、三つ星を取ったところになります。安全性評価認定制度というのは、全国のバス会社って 4,000 以上あります。でも、その中でも一つ星～三つ星を取っている事業者というのが 1,900 くらいしかありません。その中でも三つ星を取っているのは 600 とか 700 くらいしかないですね。ですので、国交大臣がおっしゃっていましたけれども、ああいう認定業者、三つ星の業者で死亡事故を起こしたのは今回初めてだと。ですので、何か起きるということを必ず大前提として考えていかないと、これからは皆さんが情報流出の中で、様々なことで怖い思いをしますから、本当にしっかりとその辺を考えていただいて取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 今、委員からご指摘がありましたように、区民の安全・安心を第一に、どのような形でしっかり事業者の選定ができるかというところは真摯に区として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石毛委員 よろしくお願います。

○にたない委員 1点確認させていただき

たいのですけれども、個人情報を取り扱う中でも、今回の情報というのは、特に詐欺団体であるとか、それこそ強盗団であったりとかからしてみたら喉から手が出るくらい欲しいような情報であって、恐らく比較的狙われるリスクが非常に高いし、狙われた後の被害というのも計り知れないというところになってくると思うのです。

この資料を頂いて、別紙2の辺り、どういうふうな形で情報がそれぞれ流れていくかというところで記載があるのですけれども、少し気になったのが、右下の管理事業者、つまり、結果票を直接回収して、これは診断結果データの作成業務を受け持つところだとは思っているのですけれども、そこについて見れば、例えば個人情報、住所とか氏名とか年齢、プラスアルファでその結果の点数といったものも入力するということになると思います。そこに対して、記載の中で「個人情報の保護措置等」と書いてあるのですけれども、それ以外にも、一番右下の、一番最後の、一番情報が集約されているところの事業者に対しては、そのほかに何か対策とかは行うのか。この保護措置等の中の記載では、管理業者に限った話というのはないもので、もし何か保護対策、右下の管理事業者に対して特に行っているものとかというのがあれば教えていただきたい。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 保護措置の点でございますけれども、今記載させていただいているとおりの保護措置をまずはしっかり厳格にやらせていただきたいというところで守らせていただきたいというところと、また、管理に当たりまして、ここに書いていないような、もし実際に事業者が決まるまでの間にさらなるものが、考えられるものがあれば、それについてもしっかり考えて取り入れるなど、厳格に取り扱えるように

しっかり契約に当たっては取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○にたない委員 この記載の中で例えばあたる部分だと、PマークだったりISOの取得だったりというところなのかなというところだとは思っているのですけれども、確かにそういったものを取っていただければ個人情報に対する意識は高い企業だなというのは分かるとは思っています。ちなみに、最後の入力というか、結果データ作成管理事業者というのは、1社がそれぞれ全ての情報を扱って入力するという形なのでしょうか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 こちらは記載の管理事業者が一括して取り扱うようなことを今考えているところでございます。

○にたない委員 これからすぐというものは少し難しいのかもしれないですし、ちょっとむちゃなお願いをするところにはなってしまうので、今後、研究課題としてやっていただければというところの提案をさせていただきたいのですけれども、やはり1社が全ての情報が集まって、それを入力するとなると、それ相応のリスクというのはあり得る中で、PマークとかISOだけでは不十分だとは思っています。なおかつ、こういったリスクの高い情報ですから、通常の個人情報保護の措置だけでは恐らくまだまだ十分ということではない。なおかつ、情報保護、安全・安心というものを最優先で考えるのであれば、さらにもっともっと踏み込んだ対策というのは行っていかなければいけないのかなと思います。

特に1社が全ての情報、住所といった基本的な個人情報プラス検査結果の入力を1社がするということですのでけれども、例えばそれを2社に分けて、入力するデータも2つに分けて、1社だけの情報だと個人情報として取扱いができないような仕組みというのも考

えられると思うのです。もちろん認知症対策というもともとの事業の重要性がありますから、それはスピーディーにやらなくてはいけない中で、今すぐにとというのは難しいとは思いますが、今後例えば、それこそ認知症情報や詐欺、強盗団であるとか、そういったリスクの高い情報に関して、最終的な入力をさせる、例えば調査票をはなから2つに分離しておいて、お医者さんのところで切り離してというような物理的な対策で、2つにデータを分けて、それぞれのデータを業者に、2社に分けて送って、片方は個人情報で、片方は結果で、片方の情報だけでは何の価値も生み出さない状況というのを物理的に切り分けることはできるはずなので、そういったところもぜひ考えていただきたい。

ちなみに、例えばケンタッキーのレシピというのは企業秘密じゃないですか。それをどうやって守るかという、たしか3社くらいで分散しているんですよね、秘密のレシピをやるために。それぞれのところだと完全に意味のないものになるけれども、それが合わさってようやくデータとなるというところ。仕組みとしていろいろ工夫しながら、PマークとかISOとかに限らず、物理的に無意味な状態にするというところも考えられますので、ぜひともそういったものも今後研究していただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

なおかつ、この対策においては恐らくISOであるとかPマークだけでは不十分ですので、特に最後のところについては、今からできることというのは考えられる限り全力を尽くして安全・安心に努めていただければと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他。

○堀委員 発言する予定ではなかったの

すけれども、今のご意見にインスパイアされて、ちょっと追加なのですけれども、非連結なやつは、かなり前はそういうやり方をしていましたが、多分今はそういうやり方は主ではないと思うので、議事録に残していただきたいので発言します。

その意味で、私、別のことを思い出しましたが、コロナのときに大問題になったのですけれども、例えばワクチン接種会場の一番最初の契約は旅行会社。しかし、いろいろなものが分散してしまって、受付業務は孫請の孫請みたいなのが、分散したがための、個人情報に触れる人が結局増えて、末端のアルバイトの人の倫理観とか技術レベルまでの管理が大問題になりました。そういう意味では、NTTさん等大きいところ、私、直接は知らないですけれども、そこがこの複雑な業務をまとめて自分たちの会社の名前で、孫請とかに落としていかないで管理してくれるというほうが区としての安全性は高いのかなと思ったので、孫請、二次発注、三次発注みたいな規定は足立区が管理をしますよね。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 孫請というか、その部分を許可するかどうかというのは、ご提示いただいて、区として許可するかかという判断はさせていただくことになります。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他何かありますでしょうか。

では、特にその他ご意見ないということで、ここまでのやり取りを踏まえまして、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第472号】LGWAN-ASPサービス提供委託(財産調査中間処理ユニットPIMS)(預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ)

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の62ページになります。諮問第472号「財産調査におけるLGWAN-ASPサービス提供委託」についてでございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○島田納税課長 納税課長、島田です。よろしくをお願いいたします。

○野田納税計画係長 納税計画係長の野田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○菱沼納税システム担当係長 納税システム担当係長の菱沼と申します。よろしくをお願いいたします。

○渡辺特別整理第一係主査 特別整理第一係、渡辺と申します。よろしく申し上げます。

○島田納税課長 それでは、私からは、財産調査中間ユニットのPIMSと電子照会サービスのpipitLINQ、DAISについて、別添資料を基にご説明申し上げます。

68ページ、「別添資料1：概要図」と左肩に記載されている横書きのものをご覧いただければと思います。

現在、納税課では、金融機関等への財産調査を文書で実施しています。紙の文書で回答を要求しているものですから、2～3か月もしくは長いと半年程度かかって回答が来るという状況でございます。今回、PIMSとpipitLINQというものを導入することで、回答が3営業日程度で得られることになるということで、大幅に短縮を図ることが可能となります。

データのたまかな流れとしましては、この図の中ほどにありますけれども、PIMSとpipitLINQ導入後の箇所に記載していますとおり、納税管理システムで調査対象のデータを抽出します。暗号化機能付USBメモリでLGWANの接続可能な文書パソコンに接続しまして、調査データをPIMSにアップロードします。そうしますと、PIMSがpipitLINQとDAIS用及び紙出力用の3つの送信手段のデータを加工してくれます。pipitLINQ用送信データは、pipitLINQサービスを起動し、PIMSで生成された指定CSVファイルをアップロードすることで、pipitLINQが契約する金融機関に送信するのが手段1となります。

回答結果の受信については、今申し上げた手順の逆向きで、金融機関から送信された回答データをpipitLINQからダウンロードして、回答データをPIMSに読み込ませて、本人特定の上、取り込み用データを納税管理システムへ移します。

一方、DAISサービスのほうは、PIMSに内包されておりますので、取り込み作業は発生せず、自動送受信されることとなります。送信手段2となります。

いずれもLGWAN回線を使用することで情報漏えいの危険性は回避されることとなります。

また、次のページの別添2、送信手段1、pipitLINQ利用時、次のページの手段2、DAIS利用時ともに金融機関側との回線も専用回線で結ばれているため、情報漏えいの危険性は回避できます。

なお、pipitLINQ及びDAISと契約していない金融機関については、これまでどおり職員が文書で照会していく送信手段3となります。

以上がたまかなデータの流れでございます。

次に、個々のサービスのデータの流れでございますけれども、今申し上げた別添資料2、送

信手段の1、2、3をご覧いただければと思いますが、pipitLINQ利用でございますけれども、もし pipitLINQ 指定のCSVファイルを職員が作成することができれば、P i M S というのを利用することはないのです。しかし、このデータ作成が各金融機関では仕様が異なっておりまして、その仕様を確認しながら職員が作成するとなると、時間と手間が非常にかかってしまうということになります。その時間と手間、加えて正確性を担保してくれるのが財産調査ユニット P i M S ということになります。

P i M S は D A I S を内包しておりまして、P i M S を利用することで D A I S も利用が可能となります。D A I S のほうは自動送受信できますので、取り込みを意識することなく利用できます。よって、P i M S、pipitLINQ、D A I S、この3つを利用することにより回答までの時間が大幅に短縮し、財産調査能力が大幅に増強され、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を差押え等の滞納整理の充実に充てることができます。

また、個人情報の保護としましては、このサービスを提供している北日本コンピューターサービスの P i M S、N T T データの pipitLINQ が、おのおの ISO27001 (I S M S) 認証を取得しています。また、S S L / T L S 通信を使用しての暗号化、操作者ごとのアカウント払い出し、アクセスログの管理など、諮問資料に記載の保護措置を各社とも実施しています。

最後に、現状において、この方法のほかに照会業務を迅速化、省力化することができる代替手段がなく、セキュリティ対策を施すことにより個人情報等の漏えいを防止することが認められるため、ぜひ利用したいと考えております。現在 23 区で底辺を争っている足立区としましては、ぜひこのシステムを入れて、収納率アップにつなげたいと考えております。どうぞご審

議のほどよろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 事前にいろいろ話を聞いている話ですけれども、やはりここで大切なことは、今までは紙媒体だったものがデータでやるということで、これはすばらしいことですが、ただ、ここにも、課題にもあるのですけれども、やはりそれに対応していない金融機関があるということで、足立区ならではの信用金庫さんとか。対象者は信用金庫さんがメインという方もいらっしゃるのだろうと思うのですが、この改善というのは今後どういう形になりますか。というのは、3日で終わっても、最終金額というのは、信用金庫から書類が出ないと出ないわけですから、結局は最後まで待ったら 180 日かかるという形になりかねないじゃないですか。都市銀とか J A バンクはいいかもわからないですが、ここら辺の対応というのは、区は、先ほど底辺という話を言われたのですけれども、どういう形で対応していこうと考えていますか。

○島田納税課長 金融機関の利用の状況から申し上げますと、国がデジタル化を進めているということもあって、金融機関側も実は回答するのに手作業で調べたりしておりますので、これをやっぱり機械化したいというのが流れでございます。今ご質問のように、方向性としては間違いなくどの金融機関もそういった形で機械化していくものと考えているのですけれども、現状としましてはまだおっしゃるとおりで、なかなか切替えに至っていないところもあります。今の状況であっても、今申し上げてきたように、時間が短縮されるということは間違いないと考えております。

○いいくら委員 言いたいのは、差押えとなると、総額が分からないと、どこから差し押さえ

たらいいか分からないということで、信金が分からないと、初めの都市銀行から、みずほから行くかというわけにはいかないということを言っています。そういう部分においては、どういう形で、今言った信金さんなんかの対応で、足立区がこういう形でやっているのだから、どういう形で推し進めて早くご協力をお願いしたいかということアプローチしているのかということ踏まえた上でまたご答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺特別整理第一係主査 現状、信用金庫の回答なのですが、実は回答が遅いといえますか、60日～180日かかっているのは主に都市銀行さんなのです。信用金庫さんはすごく早くて、1週間とか2週間ですぐ返してくれるので、現状そこに我々は時間がかかるなというところはなくて、引き続きやっていただきたいのと、また、デジタル化の省力化というところも働きかけというところで進めていきたいということで考えてございます。

○いいくら委員 そうすると、今の話だと、今まで180日かかったのが最悪でも60日くらいで、Aさん、Bさんだったら、Bさんの総額の金融機関に関わるどれだけの残高があるかということが分かるということで、3分の1になるということに関してはすばらしいと思うのですが、早めに金融機関さんにもご協力していただいて、こういうことを素早い形で対応していただきたいということを要望しておきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なし

ということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第473号】区民交通傷害保険のWEB申込みについて

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の76ページになります。諮問第473号「区民交通傷害保険のWEB申込みについて」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○長澤交通対策課長 交通対策課でございます。課長の長澤でございます。

こちらは係長の角田でございます。

同じく、主任の國府田でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

私ども交通対策課では区民交通傷害保険というのを取り扱っております。これのWebの申込みについてということで今回お願いしたいと思います。

それでは、資料の80ページの別紙1をまずご覧いただきたいと思います。私ども交通対策課では、自転車の安全利用の推進・啓発に取り組んできております。令和2年4月に自転車の条例が改正されまして、自転車で事故を起こした場合に相手の方に賠償責任をお支払いできるようにということで、賠償責任の保険に入っていただくというのが義務化されました。これに合わせまして令和2年から区民交通傷害保険の取扱いを始めておまして、これは毎年4月からの1年間という保険期間で、その前の2月、3月に金融機関等で申し込んでいただくというのが今までの流れでございました。

この区民交通傷害保険ですけれども、特別区の中で今16の区が参加しております。そうし

た中では、年度の途中から加入したいですとか、Web で申込みができないのかといったような要望が寄せられておりました。これにつきまして、各区から、これは引受け会社が損保ジャパンさんですけれども、そちらのほうへぜひ Web での申込みのシステムをつくってもらいたいということで要望してまいりました。その結果、今年6月から港区がトライアルということで先行実施し、足立区のほうも来年度の受付ということで、年が明けた2月から Web の申込みを準備しているところでございます。

81 ページをお願いいたします。別紙2で概念図を載せさせていただいたのですけれども、これまでは金融機関に行っていたので申し込んで、それで区のほうに届く。届いたものを今度は損保ジャパンのほうに送るといような形でやっておりました。これからは、右側のほうですけれども、区民の皆さんは、今までの金融機関での申込みはそのまま継続します。また、それと並行して Web での申込みもできるようになるということで、損保ジャパンさんのほうでシステムを開発いただいて、Web 申込みの代行業務というのをやっていただくような形になります。また、その中では当然決済をしていただきますので、収納代行の業務についても委託という形でやらせていただくような内容になってございます。

本日の諮問事項になるのですけれども、条例第16条の「業務の委託」ということで、今お話ししました代行業務と収納の代行業務があります。

83 ページ、84 ページに別紙4、5というのがあるのですけれども、Web の申込みをする際のクレジット払いやLINEPay、PayPay といったもので払う場合の流れを示しております。保険を申し込まれる方は、損保ジャパンの加入専用サイトにアクセスし、メールアドレスを登録します。すると、損保ジャパンから届いたメール

にURLがございまして、そちらのほうで加入フォームに入っていて必要な情報を入力する。その後、マルチ決済システムにより、クレジットカード払いやPayPay、LINEPay 等での決済をやっていただき、申込手続きが完了いたします。加入者が決済した保険料は、決済会社のGMOペイメントを経由して区へ送金され、区は補償の開始月に合わせて保険料をまとめて、今度は損保ジャパンに送金するというような流れになってございます。

今回の Web の申込みの開始により、一連の中で、広域団体システムで保険加入に必要な住所、氏名等の個人情報を取り扱い、また、マルチ決済システムのほうではクレジットカードの番号ですとかセキュリティコードなどの情報を取り扱うということでございます。

保護措置についてでございますけれども、損保ジャパンは、個人情報の保護に関する法律ですとか、損害保険会社に係る個人情報保護指針等に基づいた十分な保護体制により運用しております。

別紙7をご覧いただければと思うのですけれども、こちらのほうでも暗号化やファイアウォールの導入など措置が取られている様子が確認されると思います。

この中で個人情報の廃棄についてですけれども、これも法人税法、それから電子帳簿保存法に基づいて、広域団体システムのほうは7年、マルチ決済のほうは11年4か月の保存期間を過ぎたものについては廃棄するというようになっております。私どものほうでは、この確認ということで、データ削除の証明を出していただいて、そこで確認させていただこうと考えているところでございます。

クラウドについても、ISO27001、ISO27018 の認証を取得しているAWS（アマゾンウェブサービス）を利用しているということでございます。

また、マルチ決済のほうですけれども、GM Oペイメントというところでは、やはり同じように ISO27001 認証、それからクレジットカード業界のセキュリティ基準である PCI DSS の取得やプライバシーマークを取得している事業者でございます。

次に、条例の 22 条に関わる部分で、外部結合についてでございますけれども、損保ジャパンの広域団体システムで受け付けられた加入者情報、それからマルチ決済システムでの決済状況の確認をするために外部結合を行います。

保護措置については、先ほどの委託の説明と同様になるのですけれども、区の担当者は、損保ジャパンへ当システムを利用することについて申込みを行い、職員ごとに ID とパスワードを発行してもらい、この ID ・パスワードによって当システムの管理者画面を利用して、保険の申込状況ですとか加入者ごとの契約内容、保険料の請求、収納状況等を確認することになります。

簡単でございますけれども、説明は以上になります。どうぞご審議よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。——特にございませんでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第 474 号】「成長の記録」作成業務委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし

審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の 87 ページになります。諮問第 474 号「「成長の記録」作成業務委託」についてでございます。

では、所管課からのご説明をお願いいたします。

○半貫データヘルス推進課長 データヘルス推進課長、半貫と申します。本日はよろしくお願いいたします。

右隣、データヘルス推進係長、池田です。

データヘルス推進係主査、山崎です。

よろしくお願いいたします。

資料 87 ページになります。「成長の記録」作成業務委託につきましてご審議をお願いいたします。

現在、区では、私どもデータヘルス推進課で健診結果等の健康に関わるデータを収集いたしております。この収集しましたデータにつきまして、区民の方へ還元する事業といたしまして、令和 3 年度に保育園の卒園児に「成長の記録」というものを配付するモデル事業を実施いたしました。こちらは資料の 94 ページ～95 ページにあります。実際はこちらになります。こういったカラーのもので、中にはそのお子さんの出生時から卒園する 6 歳までの身長・体重、それからそのお子さんの歯の記録、そして予防注射の接種記録等を記載したものになります。

令和 3 年度はモデル事業といたしまして、公立の保育園 2 園を実施いたしました。配付の希望調査等につきましては紙で管理いたしまして、処理につきましては職員のほうで内製で実施いたしましたところ。今後さらにこのデータの還元を推進していきますために、今年度、令和 4 年度につきましては、全ての公立の認可保育園、こども園、30 施設を予定しております。また、令和 5 年度以降につきましては、配付対象施設を順次拡大し、実施していくことを今予

定しております。

この事業拡大に当たりましては、対象者数が著しく増加いたしますことから、87 ページ右側にごございます「業務の委託」、「電子計算組織への記録」、「区の機関以外のものとの外部結合」、こちらにつきまして諮問をいたします。

前提といたしまして、この「成長の記録」の作成に必要なデータにつきましては、保育園卒園児の保護者の同意を得た上で利用を行います。

88 ページをご覧ください。「業務の委託」についてご説明いたします。

別紙1「事業フロー図」をご参照ください。まず①、区から保育園の保護者の方に意向調査をお願いいたします。保育園では各保護者に配付を希望するかどうかの回答用紙をお渡しいただき、データ利用への同意を頂きます。その結果を区に戻していただきまして、③対象者データの提供、本人同意のある方のみ事業者のほうにクラウドサーバーを経由してお渡しいたします。そこで処理をしていただき、④内容の校正・出力の確認は、クラウドサーバーを通じてデータでやり取りします。確認が終わりまして完成しましたら、⑤完成品の納品ということで、事業者から各保育園へ紙で発送していただきます。その後、保護者の方からアンケートを頂く予定の事業スキームになっております。

お戻りいただきまして、88 ページ左側の下の段をご覧ください。「業務委託を必要とする理由」になります。こちらを大量に作成するためには、もちろんシステムエンジニアによりますプログラムの作成等もありますが、先ほど見ていただきましたように、可変印刷（バリアブル印刷）が必要になってきます。こういったことができる事業者をお願いする必要がございます。

健診結果データにつきましては、右側1の（1）～（5）に記載の項目になります。予定

している件数ですが、令和4年度は公立認可保育園・こども園で約720人、5年度以降にしましては約5,500人を対象としております。

個人情報の保護措置等につきましては、契約の条件として、プライバシーマークまたはISO27001の認証、それから再委託についても同様の条件を求めます。また、委託事業者につきましては、抜き打ちで個人情報保護措置の実施状況につきまして職員のほうで出向きまして検査を実施いたします。また、3に記載がありますが、データの破棄につきましては、別紙2にあります破棄完了報告書の提出を求めてまいります。

89 ページ、「電子計算組織に記録すること及びその記録項目」についてです。

記録する個人情報につきましては、左側記載の1～9の項目になります。

配付の希望につきましては、別紙5の資料をご覧ください。こちらを保護者の方に渡しまして、点線より下の部分、「成長の記録」の配付を希望する・希望しない、どちらの方にもお出しいただく予定です。希望しない方にはその理由も選んでいただき、提出をお願いします。

89 ページにお戻りください。配付対象となる最大5,500人の方につきましては電子計算機を利用いたしますので、大幅な事務量の削減が可能となります。

また、セキュリティ・保護対策につきましては、1～5に記載がありますが、データにはパスワードをかける、パスワードは年1回以上更新する、また、業務終了後は5年で破棄するなど努めてまいります。

続きまして、90 ページです。「区の機関以外のものとの外部結合」です。

個人情報の記録項目につきましては、1～5に記載のとおりです。結合先はクラウドサーバーになります。

記録媒体の受渡し、それから返却に伴います

搬送時の紛失を避けるため。また、データの受渡しの処理時間の短縮が見込まれます。

セキュリティ・保護対策につきましては1～6に記載がありますが、国内にサーバーを設置し、データセンター専用の建物があることを条件にいたします。また、ISO27001を取得していることを条件、データは暗号化して処理するなどを徹底してまいります。

説明は以上になります。ご審議よろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、願います。

○石毛委員 石毛です。私のほうから、まず、こちらについても諮問 471 号と同じなのですが、委託事業者を決める際には、認定を受けているからということだけではなくて、十分情報漏えいのインシデントについては抑制できるような取組ができていような、そういったことを踏まえて十分に慎重に考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○池田データヘルス推進係長 ありがとうございます。委託事業者の選定に当たりましては、今、委員からご指摘がございましたところには十分注意して業者を選択するとともに、委託契約締結後も、こちらのほうでも書かせていただきましたけれども、抜き打ちで検査に入る等ですっきりとした管理が行われているということを確認してまいりたいと思います。

○石毛委員 よろしく願います。

そこで、87 ページの左側の下のほう、「なお」から先です。こうしたことで利用を行うということで同意を得ることについては大変いい取組だなと思います。先ほども、同意を得られなかった場合も、しっかりとその理由を記入してもらおうというようなところで、ここが実は一番大事になってくると思います。この中身の先になるとこの審議ではなくなってくるので、全

部はお話ししませんが、この効果というのが様々なリスクを回避する、それこそ抑制できる、お子さんの、また家庭状況も含めて、そういったことを含める大変重要な情報に変わっていく、育っていくわけですね。

こうしたことについて、この情報をどのような形で足立区が管理するのか。例えば、要らないのだったら、じゃあ消しちゃおうというのではなくて、要らない理由について、様々なアンケートを取りますでしょう。そういったデータの管理というのはどのような形で、どこが行うのか、お伺いします。

○池田データヘルス推進係長 管理につきましては、今、データヘルス推進課、私どものほうで健診の結果 29 種類や様々なお子さんの健診だけではなくて、それこそ大人の方の健診の結果まで含めて管理しているところです。こちらにつきましては、今後、特に今のところ消去するというのではなくて、全て蓄積していつ、今後様々な分析を行い、それを健康施策に活用していくというような形で考えております。その際、私どものデータの管理につきましても、これは当然個人情報ですので、徹底して管理していくとともに、それを活用して、今言われているEBPMということで、エビデンスに基づいた施策を行っていくために活用していきたいと考えております。

○石毛委員 そうした情報は、あわよくばということを抑える、そういった効果もありますから、どうぞよろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他。

○堀委員 2点ございます。

1つ目は今のご質問に関連するのですが、先ほども、「希望しない」という保護者の回答の情報に関しても、広い意味で保護の対象だと思っております。なぜかという、私は、自分の子どもが私立に行っていたときですけれども、こう

いった調査が頻繁に行われるので、途中で協力をやめました。目的が何かよく分からないのと、還元を期待しないからです。それは別に不利益ではないのですが、ただ、そういうことに関して協力をしない親というレッテルを貼られたり、何か記録が残されて違う部署に回るということは全然想定しておりませんでした。もちろん私は保健医療職の立場から、虐待とか、養護が必要なお子さんの早期発見につながるという可能性に関しては大きな期待は持っているのですが、事前に告知なくデータとして取って活用するということは、するのだったら最初に言っていた方がいいじゃないかなと思うのが1点です。制度への信頼のためです。

もう1点は、88ページの右側のところの「健診結果データ等」の項目の中に、5番に予防接種がございます。予防接種は、今後、国が一括してマイナポータルで、年齢が上の方は駄目ですけれども、若い人のデータは管理されていきますので、健診のところで親がアンケート的に書いたものに関して、そこと齟齬が生まれるとよくないと思うのですが、そこは突合などをされて、ちゃんと公式のデータとして扱うということですか。つまり、マイナポータルのほうが反映が早くて、最終的には確実だと思うのです。個人の予防接種記録、それがアンケートレベルで書いて、時期とかちよっと思いがあったりとかしてずれてしまったときに、これは「成長の記録」だから、思い出なので、マイナポータルを優先してくださいでもいいとは思いますが、重複して管理しなくていい個人情報を取ること、もともとの趣旨からずれるのではないかという質問です。

○山崎データヘルス推進係主査 予防接種のデータの件についてお答えさせていただきます。

まず、マイナポータルのほう、おっしゃって

いただいた、予防接種のデータが連携される件なのですけれども、大もとのデータとしましては、足立区の保健衛生システムのデータからマイナポータルのほうに連携がされます。今回、「成長の記録」に利用するデータのほうも保健衛生システムのほうから出力されますので、元データが一緒という形になります。このため、結果自体は同一のものということが基本的には保証されているような内容になります。

○堀委員 ありがとうございます。分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○野辺委員 野辺でございます。このデータというのは、収集して区民へ還元する事業ということなのですけれども、このデータを例えば小学校の入学のときなんかそのまま送られたりすることもありますか。

○池田データヘルス推進係長 お答えさせていただきます。今のところ、そういった形でこちらのデータを小学校へそのまま送ったり、連携するといったことはございません。

○野辺委員 じゃあ、やっぱり利用する場合は、保護者に相談してからということですかね。

○池田データヘルス推進係長 もしそのような事業とかを行っていくのであれば、当然そこは同意を得ないといけないのですが、今のところそういった事業も予定はないので、あくまでも今回は卒園するお子さんに対してということのみで活用を考えております。

○野辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○にたない委員 1点確認させていただきます。「業務委託により取り扱う個人情報の項目」というところで健診結果データ等々、件数とかというふうに記載されていて、一方で、「記録する個人情報」、89ページの左側だと、氏名、住所、入園施設と載っているのですが、

これは業務委託で記録してもらうのは住所も含まれているということですかね。「業務委託により取り扱う個人情報の項目」の中に住所とかというふうにはないのですが、これはあえて住所とかは業者に教えないよという形なのか、それとも単純に記載が違うのかということではいかがですか。

○山崎データヘルス推進係主査 お答えさせていただきます。まず業務委託のほうなのですが、それでも、「成長の記録」の中には住所を印字することは想定していません。そのために、業務委託のほうには住所という項目は含まれておりません。89ページのほうは、保護者からの同意を頂く際の記録情報の項目になっておりまして、この際は本人特定のために住所ということをして足立区のほうで管理するために収集するということが記載させていただいております。

○にたない委員 つまり、委託業者のほうには住所は行かない、区のほうだけは住所とかを返答で頂くという形なのでしょうか。

○山崎データヘルス推進係主査 おっしゃるとおり、そのとおりとなります。

○にたない委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

特にその他ご意見等ないということでしたら、本件については了承するということがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第475号】校務支援システムのリモートワーク対応について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了

承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の97ページになります。諮問第475号「校務支援システムのリモートワーク対応について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。○秋元学校ICT推進担当課長 学校ICT推進担当課長の秋元と申します。よろしく願いいたします。

まず、先に出席の職員を紹介させていただきます。

教育指導課長、八尋でございます。

学校ICT環境整備担当係長、産賀です。

学校ICT環境整備担当、森です。

よろしく願いいたします。

資料は97ページをお開きいただきたいと思います。「校務支援システムのリモートワーク対応について」ということで説明させていただきます。

まず、事業の概要ですけれども、現在、学校で校務支援システムを、教職員の負担軽減や児童・生徒と向き合える時間を確保するために導入しておりますが、そちらを現在学校でのみ使っているところとなりますが、教職員の自宅でも使えるようにしてほしいという声現場から上がってきておりまして、その対応ということで今回上げさせていただいているところでございます。

背景といたしましては、勤務時間外に学校へ行くことなく、教職員が個々に抱える育児や介護等の諸事情を業務と両立させ、柔軟で効率的な働き方を促進するため、また、災害や感染症等により学校へ出勤できない場合も必要な業務が継続できるようにということの対応でございます。例えば育児中の教職員が子どもを保育園にお迎えに行き、その後、校務が残っていると、また学校に戻ってきて続けているというような状況があります。また、例えばコロナの濃厚接触者になったりして学校に行かれない

いときに、家で校務をできれば、その分、学校に復帰したときに子どもたちと向き合う時間が確保できるというような声も頂いておりますので、そういったことへの対応になります。

資料をおめくりいただきまして、99 ページになります。

個人情報の記録項目といたしましては、児童生徒名簿ありますとか出席簿、また通知表や指導要録等になります。

今回、自宅からの校務ということで、外部結合ということの諮問をお願いしたいところでありますので、よろしく願いいたします。

100 ページになりますが、セキュリティ対策になります。

1 点目は、使用するパソコン等を限定することで、第三者がなりすましてシステムにログインすることができないようにいたします。

2 点目ですけれども、校務支援システムのみ使用可能ということで、学校にあるパソコンのデータ等については全く見られない、使えないことになっております。また、校務支援システム上に例えばメールに添付されている資料につきましては、閲覧することは可能なのですけれども、保存や印刷することはできないような仕様になっております。あくまでもシステムへの入力のみ可能ということになっております。

3 点目は、当然ですが、外部からの不正アクセスを防ぐような仕様になっております。

4 点目、5 点目としましては、運用ルールの徹底ということで、こちらは研修行ったり、ガイドラインを整備して、教員に徹底したいと思っております。

説明は以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 校務支援ということで、現場

の先生方のご負担を、家でもできるという形の話で、これは現場の声からと先ほど課長のほうからお話があったのですけれども、私もサラリーマンの経験がありますから、また、家でやると結構集中力が、意外と仕事場でやる以上に時間がかかったり、あとは、生活場での仕事ですから集中してできるのかなという、本来は、これは議会でもいろいろ議題になっているのですけれども、先生方は本来、9時から5時までで終わっていただいて、それが本来の理想的な形なのですけれども、それを何とか打破しなくちゃいけないということでこういう話だと思っております。

私がお伺いしたいのは、家に帰ってからも仕事をやらなくちゃいけないという形になると、学校の先生はなかなか現場を切り上げて帰るわけにもいかないし、それでまた実務的なことを家に帰ってやるとなると本当に大変になってくるのかなと私はちょっと心配いたします。ここで伺いしたいのは、指導課長は校長先生もやったケースですが、これが導入されて本当に学校の先生の校務支援対策になるのか、それは実際どうですか。

○八尋教育指導課長 教育指導課長です。おっしゃるとおり、これを普通に入れてしまうと、家でも仕事をやってねというふうに見えなくてもない。だから、これはやっぱり学校できちっと、いつどういうふうにやっていくかというルールを決めなくちゃいけない。

ただ、これをやることによって、いつ、どういうメリットがあるかというのを私も考えたところ、やっぱり通知表をつける時期ですね。私も自分で担任をしたときに、いつも平日5時に仕事が終わって、その後、大体8時～9時までには保護者対応だったり、子どもの対応をします。ようやく通知表の成績をつけるというのは9時過ぎというのが大体。そのときには保育園に迎えに行かなくちゃいけなかったりとかいう

のがあって、例えば家でその続きができたりとかするのはいいだろうなというのが1つあります。

それから、例えば足立区だったら2期制なので、成績の時期が10月とか9月の辺りとなります。9月に入る直前に産休に入ってしまう担任の先生もいらっしゃいます。そのとき、引き継いで次の先生が成績をつけるけれども、2週間くらいでつける要素がないので、そこを産休に入る先生と一緒に合同で家からのリモートでやれるというのは、すごくこういう面では助かるなと思います。さっきの定義のところ、コロナのときとか災害のときとかあったのですけれども、それよりもそういう実用性のほうが高いかなというふうに感じています。

○いくら委員 関係者の方が今回のあれでいらっしゃいますので、そういう意味において、現場の声をくみ取った形になると思いますが、本当に学校の先生は大変な、未来の足立区を育てるという、本当に子どもたちを育てているわけですから、やはり体は生身ですから、そこら辺のところを配慮した上で、少しでも休んでいただけるような形での、フォローアップのための校務支援システムということで、ぜひとも今後進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○石毛委員 大変お疲れさまです。

このシステムに関しましては、私は当初から一般質問でも、また委員会等々でも足立区のほうにお願いしてきた立場ですから、そうした立場からお話しさせていただきますが、私もこれまで3年間、約6校～8校くらいの先生方と様々話をしてきました。当初は私も、いくら委員が言うように、学校の先生の働き方が大変だからというような話をずっと受けていたものですから、それを何とか改善しようと思ってお話を進めてきましたけれども、時間を短縮するという点に関して先生方が求めているの

かなといったら、そこではないですね。とにかく業務の効率化、私たちが生徒のためにやりたいことはたくさんある。時間が9時～5時というふうに一般は決められているけれども、そういう時間外の中でもやらなきゃいけないことはたくさんある。じゃあ、業務はどこからどこまでと線引きが決められるかといったら、決められません。その中の大変幅の広いお仕事だなということで、私は少し考え方を変えました。

考えた上で、結論としてやれることはといったら、こうしたことなのかなと。先生方が病気になったとき、介護が必要になったとき、そういったときに私の代わりに誰ができるだろうとなったときに、ご自身しか担任を持った先生がおられませんから、そこで、ご自宅でこうした形でお仕事ができるのであれば、生徒たちも安心でしょうし、学校の先生も当然安心でしょうし、取りあえずここで一番大事なものは、先生に何かあった後に生徒たちに不安を与えるようであってはいけない。そういったことでは、こういったシステムというのは非常に大事だと思いますが、いかがですか。

○八尋教育指導課長 教育指導課長です。

おっしゃるとおりで、働き方改革と今言われていますけれども、削減するのはなかなか難しく、本当に効率化というのを先にやったほうがいいのかなというのはあります。ただ、その中でも、やっぱり学校の中で学校長とか職員がしっかり話をして、どういう場面でどう使っていくよということだったりとか、要は今までこれが使えなかった理由は、やっぱりセキュリティの問題だったりというのがあって、今大分技術も進歩して、印刷できなかったり、いろいろブレーキがかかるようになっているので、そういう安心した中で、みんな安心して使ってねと言える状況があるとしたら、それは本当に効率的に使うというのは大事なこととなります。ただ、やっていきながら様子を見て、我々とし

ては、こういう使い方をしてねとか、ここは駄目だよというのはしっかり言っていないと逆に迷惑をかけちゃうかなというのがありますので、しっかりやっていきたいと思います。

○石毛委員 その辺の管理はしっかりとやっていただいて、決特でもお話ししましたが、現在、学校の先生のなり手がいらっしやらない状況が本当に多いです。足立区は本当に皆さんのお力で何とか担任の先生がないクラスはないわけですが、ほかの地域ではある。なかなか学校の先生になろうとする人が少なくなってきた。どうしてかという、やはり学校に対する労働のイメージ、そういったものが当然あるでしょうし、大学のシステムもありますでしょうし、そんな中で、こういった新しい働き方もあるというようなことも一つ学校の教員の数が増えていくかどうかというところになってくると思うので、しっかりとセキュリティも含めてお取り組みいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○にたない委員 少し確認させていただきたいのですが、今この開発先に対して何か要望みたいなのをかけたりとかしているのですかね。そういった要望が通るのかはまた別として、何か改善の依頼みたいなものは C4th リモートワークに対してやったりとか、働きかけとかしていたりしますか。

○秋元学校 ICT 推進担当課長 具体的には、今回、学校で行っている校務支援システムの入力をそのまま家でということなので、システムそのものに対しては現在使っているもので、特にこちらから新たな機能とかということは、要望はしていません。

○にたない委員 分かりました。

基本的にパッケージのソフトですから、要望してすぐに変わるということはおそらくなかなか難しいのかもしれないのですが、基本的に要望として上げていただきたいな

というのが何点かありまして、基本家で教職員の方が使うということが前提ですから、知っている生徒の情報を取り扱うわけですね。その上で、先ほどもありましたが、いろいろなセキュリティの対策をしたところで、そんなのはいちごっこで、幾らでも抜け穴とか、一生かけても完全になることはありませんので、インターネットの TCP/IP に立ち会った時点でもうリスクがあるものだと認識した上で使っていくのが重要なと思います。

その中で、児童生徒名簿であるとか、個人情報の記録項目の中に入っている中でも、例えば家で教職員の先生がクラスの知っている生徒に対しての何か業務をやるときに、例えばこの中でも必要最低限のもので済むわけじゃないですか。例えば住所とか、振り仮名であっても必要ないとは思いますが、要は先生が生徒を最低限特定できる情報があればいいわけであって、国籍も要らなければ、住所も要らなければ、電話番号は必要なのかもしれないですが、要は、学校で作業するときのフルアクセスと、自宅でやるときアクセスできる項目というのは変えていくべきであって、例えば自宅でインターネットに一度乗って作業するという場合だと、これとこれは要らないみたいところで、自宅でやる場合は提供する情報を絞るみたいな機能の要求みたいなものもしていったらいかがなのかなとは思っています。すぐには難しいとは思いますが、パッケージの開発元に対して、アクセス環境によっては機能制限をかけるということもやっていくということも、セキュリティの面で、載る情報の価値を下げっていくというのが必要なかなと思います。いかがでしょうか。

○秋元学校 ICT 推進担当課長 その辺の話というのは、こちらのお話を進めていく中で当然出てくるころだと思います。話もしているころではあるのですが、なかなか技術的に、先

ほど委員がおっしゃったように、パッケージということであって、見るデータを絞るとか、この機能をやる時はこれだけだというようなことがちょっと難しいというのは聞いております。ご懸念のところは分かりますので、改めてもう一度確認したいとは思いますが。○にたない委員 ぜひとも機会あるごとにそういった要望もしっかりとしていただければと思います。

○堀委員 ありがとうございます。BCP上大変重要だと思います。どうぞよろしく願います。

私、この関係でセキュリティが破綻した事例から、これは議会でのお話だろうと思うのですが、やはりパソコンの私物パソコンとの共用がとても危ないなと思っていて、個々人の先生方にご負担がないように何かサポートがあったらいいなと思います。

また、印刷できない、ダウンロードできないという仕組みで破綻するのは、スクリーンショットが可能なので、結局最終的には印刷してしまったという事例を知っています。それで困った企業は、結局、パソコンと一緒にシュレッダーを配りました。裏紙にされて漏れた事例とかが実際にあって、構造で防げるセキュリティの破綻というのは幾らでもあるなと思っていて、ぜひ現場の皆さんが負担なく展開できるようにと願っております。大変いいご検討ありがとうございました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありましたらお願いいたします。

○那須委員 那須と申します。よろしく願います。

2点ほど教えていただきたいのですが、1点目は、校務支援システム、これは24時間常に使えるような状態のシステムなのでしょうか。○秋元学校ICT推進担当課長 はい、そうで

す。

○那須委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点が、100ページの一番下の5のところですが、「承認を行った校長は、承認した内容を教育委員会へ届け出る」と書いてありまして、104ページの下から5行目くらいのところには「学校ICT推進担当課へ届け出る」と書いてありますが、これは別なものですか。○秋元学校ICT推進担当課長 表記が違っただけで、学校ICT推進担当課が窓口になります。

○那須委員 学校ICTに届け出るということですか。

○秋元学校ICT推進担当課長 はい。

○那須委員 分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

○粉川副会長 ただいまの案件に関して、非常にきちんとした議論がなされたことを喜ばしいと思っていますが、本日の会議において、本審議会の趣旨から少し逸脱するのではないかというような発言が正直目立っていたように思っていて、ぜひ個人情報の保護というところにフォーカスをしたご発言を頂きたいと思っております。あえて発言させていただきました。

○川合会長 ありがとうございます。

では、その他ご意見等ないようでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第476号】「第2回㊟レシート de 90周年事業」運營業務委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ります。資料の 106 ページになります。諮問第 476 号「第 2 回㊟レシート de 9 0 周年事業」運營業務委託」についてでございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○吉尾産業振興課長 産業振興課長の吉尾です。よろしく申し上げます。

出席者を紹介いたします。産業振興課商業振興係の長谷川と同主査の渡辺でございます。

説明は着座にて進めさせていただきたいと思っております。

諮問 476 「第 2 回㊟レシート de 9 0 周年事業」運營業務委託」でございます。

諮問事項は 2 つでございます。業務の委託、2 番目といたしまして「区の機関以外のものとの外部結合」でございます。

事業の目的でございますが、区制 90 周年の事業ということで、コロナ禍の影響を受けた区内経済の消費喚起策を実施しております。そこで、この「レシート de 9 0 周年事業」というものを年度初めに行って、大変好評だったというところでございます。第 2 回を実施したいと考えてございます。そこで、申請数が増えるというふうに見込まれておりますので、外部委託にて年度末再度実施したいというところでございます。

では、事業の概要を別紙のほうでご説明させていただきたいと思っております。109 ページの別紙 1 をお開きいただきたいと思います。

こちらは 5 万人を想定してございます。第 1 回は 2 万 8,000 余というところでございます。対象店舗は区内の店舗。こちらは登録をする事務が必要になってございます。

キャンペーンの内容といたしましては、900 円以上の 2 店舗以上のレシートを 9 枚集めて

送っていただく。そうしたら商品券のプレゼントを差し上げる。事業の登録店にはそのスタンプを押すというところでございます。その登録店のあかしであるスタンプを押すということでございますので、協力金を最終的に 1 万円支給させていただきたいというところでございます。

個人情報の取扱いも含めて、別紙 2 でフローチャートにて説明させていただきたいと思っております。110 ページでございます。

こちらに出てくるのは、左上の区(委託者)、そして左下の事業者、これは委託契約、そして右上のところの登録店、そして申請者、区民の方を中心としたものという形になります。

こちらは登録の作業が 2 系統ございます。オンラインの申請と紙での申請も両方用意していきたいと思っております。オンラインの申請は、区のオンラインシステムを経由して申請する。こちらはもちろん委託費、経費を抑えるとか、そういったことがあるのですが、オンラインの申請をするのが①のところでございます。そして、区のほうのオンライン情報を委託事業者のほうに渡すのですけれども、ここは暗号化して渡します。そして、その事業者は AWS 相当のセキュリティレベルが高いクラウドを想定してございます。事業者としてはそもそも I SMS、そしてプライバシーマークの認証、こういったものを取っている事業者にしていただきたいと考えてございます。このところが区のシステムから事業者にアクセスするというところでございますので、先ほどの諮問の 2 のところがこれに該当するということになります。

そして、登録店から斜め左下のほうに来る紙の申請のほうも紙ベースで申請するというところになります。もう 1 枚めくっていただいたところで登録の申請書などがございまして、後ほどご確認いただければと思います。代表者名とか口座情報とか、こういったものをオンラ

インでも紙情報でも事業者のほうに渡すということになります。

そして、準備が整ったら、申請者、区民の方が、②の登録店でお買い物をします。そして、レシートを集めてもらって、③のところレシートを出してもらおう。そして④が、事業者に申請していただく。それが終わりましたら、⑤、商品券を発送する。それが終わりましたら、⑥、右上に行く矢印、協力金を振り込ませていただく。その業務が終わりましたら、⑦で、事業者から区に実績の報告を上げる。それが確認できたら区から委託金を支払うという形になってございます。

取得する個人情報でございますが、1といたしまして、①店舗登録の際に取得する個人情報、担当者の情報であるとか店舗の情報でございます。2としまして、④申請者が申請する際に取得する個人情報。氏名、年代、住所、電話番号などでございます。3といたしまして、実績報告の際に取得する個人情報。①と④の情報ということになります。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ございますでしょうか。

○いいくら委員 第1回の「レシート de 90周年事業」というのは大分好評でしたけれども、5月の中旬頃に少し時間がかかったということで、その教訓だろうと思います。今回は、取得する個人情報の、110ページの図解のところで、事業者さんがこれに対応しますが、これによって、前回、5月のときと比べてどのくらいの変化が出てきますか。

○吉尾産業振興課長 お答えいたします。変化といたしまして、申請者の情報を、限られた職員ではなくて、事業委託にすることによって多く、大体2倍弱程度さばく能力が出てくるのかなと思ってございます。

○いいくら委員 そうしますと、2倍ということ、処理スピードも速くなって、処理の部分も倍になるということで、そうすると、5月になったような遅滞とか、そういうことはなるべく今回のこれでなくなるということによろしいでしょうか。

○吉尾産業振興課長 レシートの審査というところ、個人情報の処理のところ、この審議会です、そこは数が増えても同じ期間で処理をするということを想定しております。

あと、ちょっとずれますけれども、商品券の発送がちょっとずれたというのは、商連とのやり取りもございまして、そこところは差し控えさせていただきたいと思えます。

○いいくら委員 いずれにしましても、これはすごくいいことで、個人情報をしっかり守っていただきたいと思います。ただし、やはりすごく期待もあるがゆえに、また前回以上の形で、スピード速く、こういうことを使いながらやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありますでしょうか。

○にたない委員 ちょっと教えていただきたいのですが、別紙2の「④申請者が申請する際に取得する個人情報」の中に「年代」とありますが、年代というのは何ですか。

○吉尾産業振興課長 まず、こちらは大体20代の方が多いか、60代の方が多いか、アナログの事業ですので、どういった年代の方がこの事業にフィットするのかなど。次なるPDCAを回していくためにも、年代という形で取らせていただきたいと思います。と考えてございます。

○にたない委員 じゃあ、申請者が例えば高齢者の場合だったら、90代とか80代とかというふうにもしかしたらなるかもしれない。インターネットでやるという人はなかなか難しいとは思いますが、ただ、高齢者の情報を抽出しようと思えば抽出できちゃう情報が一

緒になっちゃうということですよ。年代というのはどうしても必要ですかね。そこについて教えていただければと思います。

○吉尾産業振興課長 完全にマストではないですけども、ただ、経過として、産業経済部としても消費喚起策を30(サンマル)買い物券事業などもやってきてございます。アナログのこの事業に関しては、どの程度その年代の方が使っているのかというところを様々なところからご質問などもありまして、できましたら私どもは必ず取っていききたいと考えているところでございます。

○にたない委員 効果測定だったり、今後の事業改善だったりとかに必要だとは思いますが、ただ、「年代」と追加しただけで非常に情報のバリューが上がってしまうということは重々理解した上で、そのリスクとしっかりとてんびんにかけて上でやっていただければなというところがありますので、要望でよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありますでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。細かい点で申し訳ないのですが、110ページの別紙2にあります事業者のI SMS、ISO27001とありますが、I SMSの適合性評価制度イコールISO27001を指すと思いますので、今後のために、この併記は必要ないかなということでお伝えしたいと思いました。

○吉尾産業振興課長 ご指摘ありがとうございます。

私のほうから1点だけ説明が漏れていたところがございまして、この場でよろしいでしょうか。109ページの事業スケジュールの「申請受付」のところでございます。消印有効のところは「5月22日」が正解でございます。訂正して、おわびさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

○石毛委員 1点だけ確認です。110ページの「取得する個人情報」の中で、区の皆さん方に公開するような情報というのは形として出したりしますか。先ほど、効果とか何とかおっしゃっていたので。

○吉尾産業振興課長 個人一人一人を公開するようなことは考えてはございません。全体でまとまったところで、何万人で、何十代が何%で多かった、そのような分析用で使わせていただきたい、そういったような状況でございます。

○石毛委員 承知しました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、特にご意見ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 異議なしということですので、了承することとしたいと思っております。ありがとうございました。

【諮問第477号】東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の117ページになります。諮問第477号「東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託」についてでございます。

○加藤環境政策課長 環境政策課でございます。よろしく申し上げます。

117ページをお願いいたします。諮問事項でございますが、2つございます。「業務の委託」、2つ目が「電子計算組織に記録すること及びそ

の記録項目」についての諮問でございます。

まず、事業の概要についてご説明させていただきたいと思っております。今回、区は、来月11月より節電応援キャンペーンを実施予定でございます。このキャンペーンでございますが、東京都が実施しています東京都ゼロエミポイントというポイントを付与する事業がございます。その対象者の方に対して足立区独自の給付として区内共通商品券を交付するという事業でございます。ですので、ゼロエミポイントに認定された方が対象になる事業となっているところが本事業の特徴でございます。

続いて、118ページをご覧ください。この事業は、先ほど申し上げましたように、東京都のポイント事業に認定を受けていることが条件になりますので、その条件を確認する必要があります。その際、東京都が交付結果通知書というのを交付して、それで区では確認させていただくのですが、書類でございますので、なくしてしまう場合もあるというところで、なくしたときに、東京都に、この人はポイントの付与を受けているかどうかを確認するために個人情報をご提供するというものでございます。

118ページの一番右下、「業務委託先」というところがございしますが、これが、この事業を受託している一般社団法人環境共創イニシアチブという、東京都の事業を受託している事業者に対して情報の確認をさせていただくというのが委託内容となっております。

その2つ上の囲みで「業務委託により取り扱う個人情報の項目」がございます。氏名から電話番号と交付の結果について返していただくというような内容でございます。環境共創イニシアチブに確認をするときには、当然、申請者から同意書を徴取する予定ではございます。

続きまして、事業の概要ですが、121ページをご覧ください。よろしいでしょうか。「別紙2 事業の流れ」というものがございます。通

常は区民の方と区のやり取りで全て節電応援キャンペーンというのは完了するものでございます。ただ、通知書をなくしちゃったよという方に対して、一部、結果通知を同意があった区民のみCD-Rで生年月日と氏名をExcelで渡して、この人は対象です、対象でないという結果をExcelで返していただくというものでございます。

私の説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第478号】SDGs普及啓発特設サイトの運営委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ります。本日追加で席上に配付させていただきました資料になります。諮問第478号「SDGs普及啓発特設サイトの運営委託」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○伊東SDGs未来都市推進担当課長 SDGs未来都市推進担当課長の伊東でございます。よろしくをお願いいたします。

では、説明は着座にてさせていただきます。失礼いたします。

本日追加で出させていただいております。案件は「SDGs 普及啓発特設サイトの運営委託」でございます。

こちらは、私ども、本年5月に国が公募する「SDGs 未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」に採択されておりまして、その一環で今後やらせていただく事業でございます。

内容としては、5ページをお開き願えればと思います。内容のイメージ図がございます。

特設サイトの中でSDGsの様々な事業をご紹介していくということはもちろん行わせていただくのですが、そのサイトの中で、SDGsに取り組んでいる事業者さんのマッチングを行いたいと思っています。この図の左側、吹き出しの一番上のところに、例えば製造業の方などが何かを製造する途中過程で廃材が出たというような場合に、これを別の事業者さんに活用していただきたい、物のロスというもの有効活用というところが仮にあったとして、こういったものを使っていただきたいことをサイト上にアップしていただく。そして、そのサイトを見た別の事業者さんが、その廃材をうちのほうで引き受けて使いたいというようなところのご希望がマッチすれば、そのマッチング成立みたいなところでつなぎ合わせるというようなところをやっていききたいと思っています。もちろん、それ以外でも、様々な事業提案に対して、別の事業者さんがその事業に乗りたい、一緒にやっていきたいというようなところの事業は様々あるかと思っております。

そのサイトのマッチングにエントリーするときに、事業者さんがご自身の会社の名前、そして代表者の方の名前、担当者の方の名前、そして会社の電話番号・メールアドレス、この辺り、基本的には公開している情報を入れていただく予定なのですが、私たちも事業者がこのサイトを構築していただくことになるので、私たちがお願いする事業者が別のこのサイ

トに登録する事業者さんの代表者の方とか担当者の方の名前等を一旦見る形になってしまふ。そこが、委託事業者が個人情報を扱うということになりますので、今回諮問させていただくものでございます。

リクエストを投げかける事業者さんの情報もそうですし、一緒に乗りたいと手を挙げる事業者さんについても、同じように代表者の方の名前ですとか担当者の名前を一旦登録していただくという形になりますので、その辺りも個人情報の登録に当たるということになります。

2ページに戻っていただけますでしょうか。2ページの右側に、今私が説明させていただきました「業務委託により取り扱う個人情報の項目」ということで、代表者等の記載をさせていただいております。

保護措置については、システム上ではもちろん本システム及びデータのバックアップについては国内のデータセンターのサーバーを利用いたします。(2)で、システムへの不正な侵入等の可能性を未然に防ぐために、サーバー等の保守作業においてはセキュリティパッケージのアップデートを常に行う。これは当然のことでございますが、やらせていただきます。また、(4)になりますが、ファイアウォールを導入して、システムを利用するために最小限の通信のみを許可して、また、管理画面接続の通信についてはTLSにより暗号化して行わせていただくというような形でやらせていただきます。

また、運用上の扱いでも、代表者等のお名前自身は、一般に公開するか、また、マッチングをしたいという事業者さんだけに見せる形にするかは登録する事業者さんを選んでいただく形にさせていただこうと思っております。その点も配慮していききたいと思っております。

また、仮にマッチング等が成立して、このサイトから事業者としては登録を外れたいとい

うような場合に、一旦登録した情報については、私たちのほうからサイト事業者にきちんと削除するように指示いたしまして、サイトの運営事業者から削除を完了したという書面を提出していただくこととなります。最後のページの別紙2につけさせていただいております。こういった運用でもってサイトの運用を始めていきたいと考えているところでございます。

説明については以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきましてご意見等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 別紙1のところなのですが、これを見ていて思ったのは、マッチングするというところで、②のところの、特定の個人や団体を誹謗・中傷するものなど、内容により掲載を断るといことが出ていますけれども、登録をしてしまうと、あとはマッチングというのは自動的に……。当初は当然にお断りとかそういうことはできるかもわからないけれども、途中の過程でなってきた場合には、ある程度こころの辺りのところの監視というか、管理について、足立区はどのような形で関与しますか。

○伊東SDG s 未来都市推進担当課長 まず、登録したい事業者さんたちには、利用の前に利用規約というものに同意してもらいます。誹謗・中傷等は書いちゃいけませんよというところに同意してもらった上で、自分たちはこういうことをやりたいですということをサイトに上げる前に私たちのほうで内容は全て確認します。その上で、誹謗・中傷等とか、商品の単なる売り込みというようなものでないということを確認した上でアップするということが常にやっていきますので、その辺りで一定程度の歯止めをかけたいと思っております。

○いいくら委員 そうしますと、確認ですが、必ずここにフィルターが1つ介在する、区のフィルターが介在するというところでよろしい

ですね。

○伊東SDG s 未来都市推進担当課長 おっしゃるとおりです。

○いいくら委員 分かりました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——よろしいですか。

その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

(4) 報告事項

改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について

○川合会長 最後に、報告事項となります。本日追加で席上配付させていただきました資料になります。報告事項「改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 皆さん、お疲れさまです。区政情報課の山根でございます。

区政情報課の岩田係長です。

お時間が差し迫っているところで大変恐縮ですが、席上配付させていただきました「改正個人情報保護法施行に伴う区の方針について」という資料についてご報告させていただきます。

先般、前回の第1回の審議会のところで諮問していただきました審議会からの答申についてですけれども、こちらを受けまして、区としましてこれから、個人情報保護法が4月に改正されますけれども、どのような取扱いをしていくかということでまとめさせていただいたものを今回報告させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、ページを振っ

てなく、申し訳ございません。1枚目のところで審議会から答申いただいたものについての方針をまとめさせていただきました。

論点としまして、左側に6点ある形のものについて区の方針をまとめさせていただいております。詳細につきましてはまたよくこの後読んでいただいた後にもまたご質問とかそのようなことがありましたら我々のほうにご質問いただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

まず、当審議会ですけれども、その役割が4月から変わってまいります。それに伴いまして、審議会の答申で頂きました、新たな仕組みをつくる必要があるだろうということにつきまして、我々としましても、審議会からの答申を受けまして、足立区個人情報保護評価委員会というものを、要綱設置をいたしまして設立していくような形で動いていくような形ということを区の方針として定めさせていただきました。この評価委員会につきましては、学識の委員の方、それから情報セキュリティに明るい委員の方に入らせていただきながら、区的意思決定のところの一端として、今回行っていただきました、委託のところの保護措置が適切なのかどうかとか、外部提供が適切なのかどうかということについて審議して、区の中で決定してまいります。その結果につきましてこちらの審議会にご報告して、それから区の運用に対して皆様からのご意見を頂戴するというような形の流れをつくってまいりたいと思っております。

そこで、2枚お開きいただきますと、別紙でこの審議会の横の図がついているかと思えます。審議会についてということで、今までの審議会が「現在」と書いてある側になります。これが、今度、審議会の前に評価委員会というものを入れることによりまして、その中で月1回程度開催して、この中身を検討していくということを考えております。その後、事後報告と

いうことになりますが、こういうふうな形の委託を今年については行いましたということ審議会に報告させていただくというような形で考えているところでございます。

続きまして、要配慮個人情報については、条例に規定する必要性がないということはありませんけれども、特段足立区として要配慮個人情報については条例に規定しないという形で方針としては立てております。

それから、開示請求の法定期限、保有個人情報を請求された場合の開示期限につきましては30日という形が法定では定められているところですが、現行の区民サービスを低下させないということで、14日のところは厳守していきたいと思っておりますので、そちらについては条例で規定してまいります。

それから、1枚おめくりいただきますと、個人情報ファイル簿につきましても、来年の4月に向けて、今、各庁内のところで整理をさせていただいているところでございます。こちらについても4月に公開できるような形で動いてまいります。

それから、特定個人情報保護条例。我が区では特定個人情報のマイナンバーを利用しました個人情報の保護につきまして条例を設置しておりますが、こちらについては、改正法が施行されますと、番号法、改正法と合わせますと内容が重複してまいりますので、整理した結果ですが、特定個人情報保護条例は3月31日で廃止というような形で行うということで決定してまいりました。

それから、個人情報保護の対策についてということで、条例が廃止になりますので、これまで以上にしっかりとした法の解釈・運用をしていかなければならないということをご答申のほうで頂きましたので、我々としましても、区政情報課で区の個人情報保護が十分図れるように、職員の周知・教育、取扱いの点検、職員の

理解度の確認を重ねて行ってまいりたいと考えております。ここについては一足飛びで行くものではないので、日々こちらのほうに精進していくような形を制度としてつくっていくということだと思っておりますので、それもまた皆さんにご報告させていただいて、そちらの中身をしっかりと検証していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その次に、重点対策項目ということで、答申を頂いた以外の項目につきましても、我々事務方としましてはしっかりと運用できるようにということで項目出しをさせていただきます。

そちらが、2のところに書いてあります「目的外利用の制限」ということで、今まで目的外利用をする場合には、区のほうでこの審議会に諮りまして、ご了解あるいはご意見を頂くというような手順を踏んでおりましたけれども、こちらができなくなるということになりますので、こちらの情報については、共有について正しく理解するということが職員のほうにしっかりと教育を行っていくことを続けてまいりたいと思っております。

それから、「外部提供の制限」ということで、個人情報の外部提供については、法令に定められているものについては提供していくということは十分認められていまして、今も行っているところはあるのですけれども、こちらについても、先ほどご紹介しました評価委員会でもかけて、この中身が適切なのか、単独の所管課だけで判断するというのではなくて、庁内全体で判断していくというような形を図っていきたいと考えております。そのときに、区としての可否というのは、アドバイザーの方からの意見というだけではなくて、区としてこれが適切な形なのかどうかという判断を重ねていくというような形で考えております。

それから、「電子計算組織の結合禁止」とい

うことで、オンライン結合ということが今回の改正法の中でも言われているところがございます。こちらについても、業務委託と外部提供の2つがございませけれども、特に外部提供につきまして、外部結合が必要なものかどうかということについても先ほどの評価委員会で諮りまして、その内容についても確認していくことをこの中で入れさせていただいております。こちらも今まで審議会でご判断いただいた項目でございます。

それから、最後のほうになりますけれども、行政機関等匿名加工情報というのが新しい言葉として、条例にはなかったのですけれども、今後生まれてまいります。データの利活用のところ、個人が特定されないような形に加工した情報ということで、これを企業から求められたときに提供していくというようなこと、こういうものがあります。こちらについて、今の段階で、官庁のほうで行っているのもあるのですが、それほど多い形でまだ来ていないという形があります。それから、4月からは都道府県と政令市で先に進めるというように法定で決まっております。基礎的自治体のほうにつきましては努力規定ということになっておりまして、「できる」規定ということで、最初からスタートとしては、区としては用意をしていかないというような形で今考えております。理由としましては、まだ企業側のニーズがどれくらいあるのかが見えないところで、かなりこの準備についての事務負担も多いものですから、そこも含めて政令市と東京都の様子を見ながら我々としては準備、それから費用がかかってまいりますので、その費用の算定もしてまいりたいと考えております。

あと2点でございませけれども、こちらの審議会でもご審議いただいております情報公開条例がございませ。情報公開条例につきましては、従来どおりこちらの審議会でご審議をしてい

ただくような形がございます。ただ、区政情報の開示請求がございます。こちら情報公開条例で規定がありますが、こちらの項目については、今度定められる個人情報保護法と整合性を取って表現のところは加えていきたいと思っております。中には開示請求のときに個人情報をどのようにクローズドして提供するかということがございますので、文言については整理した上で条例改正を行ってまいりたいと思っております。

それから、情報公開・個人情報保護等審査会について、不服申立てなど、情報公開に不服がある方について、それを審査する審査会がございます。こちらはまたこの審議会とは別途に、大学の先生や弁護士の方々、面川先生や川合先生にも入っていただいております。そちらのほうにつきましても、当然のことながら、審査を行う改正法の規定がございますので、そちらの条例のほうも改正させていただくということで考えております。こちらについても12月の議会で議案として提供しまして、法令の改正を進めていくというような段取りで考えておりますので、こちらのご報告をさせていただきます。

この改正につきまして、今日は短時間のところでご説明させていただきましたけれども、次回以降もまたご質問等がございましたら区政情報課のほうにご質問いただければ幸いですので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等がございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にご意見ないということで承りました。ありがとうございます。

(5) 閉 会

○川合会長 これでは本日予定の案件は全て終了ということとなります。進行の不利があり予定の終了時刻を過ぎてしましまして申し訳ございません。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より事務連絡等ございましたら、お願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。委員の皆様、貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございます。

事務局から連絡事項が2点ございます。

1点目は、第3回の審議会でございます。お手元にも開催通知をお配りさせていただいております。急な形で申し訳ありませんが、11月9日で、申し訳ありませんが、時間が18時からということをお願いしたいと思っております。今回、この審議会に間に合わない形の順番としてなのですけれども、やはり議会の議決を経てからの案件というのがございまして、申し訳ございませんけれども、今回、11月9日に開催ということに急遽決まりました。皆さんお忙しい中お時間を頂戴しまして申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第4回の、その先の12月の審議会になりますけれども、12月27日（火）の午前10時から、場所はここ、3回も4回もこちらのほうで行います。Webでの参加もちろん大丈夫なような形でセッティングさせていただきますので、もしお時間等で難しいという場合にはWebのほうでの参加もお願いしたいと思っております。

もう一度通知についてご確認いただければ幸いですので、よろしくお願ひいたします。

2点目でございますけれども、地下の駐車場をご利用されている委員の方々につきましては駐車券を用意しておりますので、必要な方は事務局までお申しつけください。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会
はこれにて閉会とさせていただきます。

本日もご協力いただきまして、ありがとうご
ざいました。